

## 第 51 回統計委員会諮問資料（抜粋）

資料 1－1 諮問第 41 号 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について（諮問）

資料 1－2 諮問の概要

資料 1－3 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止の概要

資料 1－4 小売物価統計調査の概要

資料 1－5 平成 19 年全国物価統計調査の概要

資料 1－6 小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除の概要

資料 1－7 小売物価統計調査結果の利用状況

資料 1－8 全国物価統計調査結果の利用状況

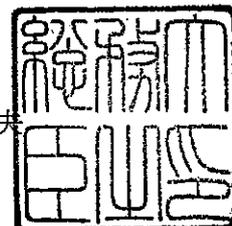
資料 1－9 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況（抄）

総政企第311号  
平成23年11月18日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣  
川端 達夫



諮問第41号

小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について（諮問）

標記について、総務大臣から平成23年11月9日付け総統物第166号により小売物価統計調査の変更を内容とする別添「基幹統計調査の変更について（申請）」及び平成23年11月9日付け総統物第165号により全国物価統計調査の中止を内容とする別添「基幹統計調査の中止について（申請）」のとおり申請があったところ、基幹統計調査の変更及び中止の承認並びに基幹統計の指定の変更及び解除についての適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第11条第2項において準用する法第9条第4項及び法第7条第3項において準用する同条第1項の各規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

## 諮 問 の 概 要

全国物価統計調査で把握する主要な調査内容を、小売物価統計調査に追加することとし、全国物価統計調査を中止する。このことを踏まえ、小売物価統計の目的に全国物価統計の目的を追加した上で、全国物価統計の基幹統計としての指定を解除する。

### I 小売物価統計調査（基幹統計調査）の変更

#### 1 調査の目的等

小売物価統計調査（以下「本調査」という。）は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的として、小売店舗等を対象に実施している調査である。

本調査は、昭和25年6月から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として、毎月実施されてきたところである。平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（小売物価統計）を作成するための基幹統計調査として実施されている。

本調査の結果に基づき作成する消費者物価指数は、国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）等の法令において、その利用が明記されているとともに、日本銀行の物価基調を判断する基礎資料、厚生労働省の最低賃金の見直しに当たっての基礎資料等としても、幅広く利用されている。

#### 2 諮問の趣旨

我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、物価変動の要因を分析し、その結果を経済・金融政策等に的確に反映するためには、財・サービス価格の時系列変動を把握する物価動向と、店舗の場所や形態などの条件が財・サービス価格に与える影響を把握する物価構造の両面からの把握が必要不可欠である。

物価動向については、現行の本調査により把握されており、今回変更を行わない。

一方、物価構造については、これまで5年ごとに実施されてきた全国物価統計調査により把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、5年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となってきたこと、日本銀行、エコノミスト、学識経験者などは、物価構造の解明及びその結果を現行の本調査の調査品目の選定等に役立てることを求めていること等から、全国物価統計調査を発展的に見直すこととし、同調査で把握されている調査内容を取り込み、本調査の「構造編」として実施することとしたものである。

以上、本調査において、全国物価統計調査の代替となる「構造編」を創設するために、調査の目的、報告を求める者、調査事項、集計事項等の変更を行うことについて統計委員会に諮問するものである。

なお、これに伴い、物価動向を把握する現行の本調査を「動向編」と位置付けることとする。

#### 3 主な変更内容

本調査に「構造編」を創設し、以下の事項を把握する。

### (1) 地域別価格差

国だけでなく都道府県における経済政策の検討等に資する観点から、地域別の価格差を把握するために、隔月（奇数月）に、「動向編」において対象とする全国167市町村のほかに新たに88市において、店舗や地域により価格差が見込まれる56品目の価格を調査する（年間の価格収集数：約8万価格）。今後、「動向編」（年間の価格収集数：約240万価格）と併せて集計することで、これまで県庁所在市に限られていた地域差指数を都道府県別にも1年周期で作成・公表することとする。

なお、都道府県別地域差指数は、これまで5年周期の全国物価統計調査により把握されてきている。

### (2) 店舗形態別価格差

店舗形態が価格に与える影響を分析する観点から、店舗形態別の価格差を把握するために、隔月（偶数月）に、道府県庁所在市46市において、スーパー以外でも価格が容易に収集できる品目等の9品目の価格について一般小売店等で調査する。今後、「動向編」と併せて集計することで、これまで5年周期の全国物価統計調査により把握されてきた品目ごとの店舗形態別年平均価格について、品目数は減少するものの（平成19年141品目）、より短い1年周期で作成・公表することとする。

### (3) 銘柄別価格差

「動向編」の調査銘柄（注）の選定に資する観点から、銘柄別の価格差を把握するために、隔月（偶数月）に、東京都区部において、今後調査銘柄の候補となり得る銘柄が存在する品目等の9品目の価格について調査する。これまで5年周期の全国物価統計調査により把握されてきた品目ごとの銘柄別年平均価格について、品目数は減少するものの（平成19年77品目）、より短い1年周期で作成・公表することとする。

（注）銘柄とは、同一の品目に属する複数の商品の中から品質、規格、容量などを指定して絞り込んだもののことである。例えば、調査品目「鶏卵」については、「白色卵、Lサイズ、パック詰め（10個入り）」が銘柄となる。

## II 全国物価統計調査（基幹統計調査）の中止

### 1 調査の目的等

全国物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的として、小売店舗等を対象に実施している調査である。

全国物価統計調査は、昭和42年6月から旧統計法に基づく指定統計調査として、3～4年周期で実施されてきたが、52年以降は5年周期での実施となり、平成21年4月からは、統計法（以下「法」という。）の全面施行に伴い、法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（全国物価統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

全国物価統計調査の結果は、生活保護費の地域調整における基礎資料等として活用されている。

## 2 諮問の趣旨

前記Ⅰの2及び3のとおり、変更後の小売物価統計調査においては、毎年、物価構造統計を作成することとしているため、平成24年度から全国物価統計調査を中止することについて統計委員会に諮問するものである。

## 3 中止後の措置等

全国物価統計調査の結果は、全国物価地域差指数編、店舗価格編及び通信販売価格編から構成されており、それらに対する措置は次のとおりである。

### (1) 全国物価地域差指数編及び店舗価格編

全国物価地域差指数編及び店舗価格編の主要な統計については、前記Ⅰの3の(1)、(2)及び(3)により作成する。集計事項は減少するものの、変更後の小売物価統計調査において、主要な事項をより短い1年周期で把握することとする。

### (2) 通信販売価格編

通信販売については、購入先別1世帯当たり1か月間の支出割合（不詳を除く。平成21年全国消費実態調査（基幹統計調査））をみると、購入先が通信販売の割合は3.3%と小さい。このことから、全体として物価に与える影響は大きくないと考えられるので、通信販売価格については、把握しないこととする。

## Ⅲ 小売物価統計（基幹統計）の指定の変更及び全国物価統計（基幹統計）の指定の解除

前記Ⅰの小売物価統計調査の変更及びⅡの全国物価統計調査の中止を踏まえ、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにするという小売物価統計の目的に、地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにするという全国物価統計の目的を追加した上で、全国物価統計の指定を解除することについて統計委員会に諮問するものである。

なお、変更後の小売物価統計の名称については、従前のままとする。

## 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止の概要

【現在】

### 小売物価統計調査

- <調査地域> 167 市町村  
 ・都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市、北九州市（東京都区部のほか 50 市）  
 ・それ以外の全国の市町村：  
 家計調査と同様に、人口規模（5 万未満の市等）、地理的位置（北海道、東北等）、産業的特色（第 1 次産業就業者数比率等）などによって 116 層に分け、各層から 1 市町村を抽出
- <調査対象>  
 ・約 28,000 店舗・事業所（有意抽出）  
 品目ごとに販売数量又は従業者規模等の大きい店舗を選定  
 ・約 25,000 世帯（無作為抽出）
- <報告事項> 小売価格、サービスの料金、民間借家の家賃（食パン、家賃、電気代、大学授業料等の約 530 品目）  
 家計の消費支出総額の 1 万分の 1 以上を目安としている。
- <経費（年間）>  
 約 6 億 7000 万円

### 全国物価統計調査

- <調査地域> 673 市町村  
 ・人口 10 万以上の市（東京都区部を含む。）：263 市全て  
 ・人口 10 万未満の市及び町村：  
 経済圏（道南圏等）、人口規模（5 万未満の市等）によって層化し、計 410 市町村を抽出
- <調査対象> 約 205,000 店舗・事業所  
 うち約 137,000 小売店舗（無作為抽出）  
 ・大規模店舗（売場面積 1,000 ㎡以上）：約 12,000 店舗全て  
 ・小規模店舗（売場面積 1,000 ㎡未満）：店舗区分（コンビニ・各種商品販売等）により層化し、計約 125,000 店舗を抽出
- <報告事項> 小売価格、サービスの料金（食パン、自転車、腕時計等の 180 品目）  
 17 年基準の消費者物価指数に占めるウエイトが 1 万分の 10 以上の品目
- <経費（前回平成 19 年）>  
 約 3 億 4000 万円（1 年当たり約 6800 万円）

【平成 24 年度以降】

### 変更後の 小売物価統計調査

中止

#### 動向編

現在の小売物価統計調査を継続

#### 構造編（新たに追加する内容）

	①地域別価格差（奇数月）	②店舗形態別価格差（偶数月）	③銘柄別価格差（偶数月）
調査地域	・動向編 167 市町村以外の 88 市 167 市町村と併せて、各都道府県において人口の 50%をカバーすることを目標に、経済圏（都道府県が設定）が重複しない、人口が多い市を選定。ただし、167 市町村だけで 50%をカバーしている都道府県についても最低 1 市追加。	・道府県庁所在市 46 市 動向編の結果と併せて都道府県別に把握するため、全都道府県にて現在、調査している県庁所在市を対象とする。 なお、東京都区部は既に様々な店舗形態のデータが得られていることから除外。	・東京都区部 消費・流通における変化に最も敏感であるため。
調査対象	・約 500 店舗	・約 1,000 店舗 現在の小売物価統計調査で調査していない形態の店舗を中心に選定	・15 店舗程度
報告事項	・56 品目（※）の価格 以下の条件を満たすもの ① 消費者が居住地周辺で購入していると考えられ、店舗や地域により価格差が見られる品目 ② 全国的に同じ銘柄の価格が収集されている品目 ③ 地域差以外の影響が大きいと考えられる品目（サービス等）以外 ④ 消費者物価指数平成 22 年基準によるウエイトの大きい品目 等	・9 品目（※）の価格 店舗形態別（スーパーと一般小売店など）の価格差が見込め、かつ、価格収集が容易である代表的な品目を選定	・9 品目（※）の価格 今後調査銘柄の候補となり得る銘柄やバック売りなどの販売形態の異なる銘柄が存在する品目から、状況に応じて選定
結果	動向編と併せて集計し、年平均を年 1 回公表		年平均を年 1 回公表

<経費（年間）> 約 7 億 1000~2000 万円（動向編 6 億 7000 万円、構造編 4000~5000 万円）《想定》

※ 具体的な品目は、別添申請書参照

# 小売物価統計調査の概要

## 調査の目的

小売物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的として、昭和25年6月から毎月実施されている。

## 調査の概要

### 調査地域・対象

- ① 全国から選定した167市町村の品目ごとに代表性のある小売店舗又は事業所(約28,000店舗・事業所)
- ② 全国から選定した167市町村の調査地区内に居住する全ての民間借家の世帯主(約25,000世帯)

### 報告事項

- ① 総務省が指示する品目の小売価格及びサービスの料金(約530品目)
- ② 民間借家の家賃

### 期日

毎月の総務大臣が定める期日  
(12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 等)

### 調査系統

- 総務省—都道府県—統計調査員—報告者  
※統計調査員は、PDA(携帯情報端末)により電子情報を報告  
(総務省、都道府県の調査品目以外の品目・銘柄)
- 総務省—都道府県—報告者  
(都道府県又は市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目・銘柄)
- 総務省—報告者  
(全国又は地方的に価格・料金が均一な品目・銘柄)

## 結果の公表

東京都区部及び全国 : 調査月の末日まで  
他の都市 : 調査月の翌月末日まで  
年平均 : 翌年4月末日まで

調査結果を総務省のホームページで公表

※消費者物価指数(CPI)

東京都区部 : 調査月の末日まで  
全国及び他の都市 : 調査月の翌月末日まで  
地域差指数(都道府県庁所在市別) : 翌年6月末日まで

# 平成19年全国物価統計調査の概要

## 調査の目的

全国物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的として、昭和42年～52年まではおおむね3年おき、昭和52年以降は5年ごとに実施されている。

## 調査の概要

調査地域・対象

全国から選定した673市町村の小売店舗又は事業所(約205,000店舗・事業所)

報告事項

- ① 総務省が指示する品目の小売価格及びサービスの料金(180品目)
- ② 店舗の基本的属性に関する事項(業態、従業者数等)

期日

平成19年11月21日現在

調査系統

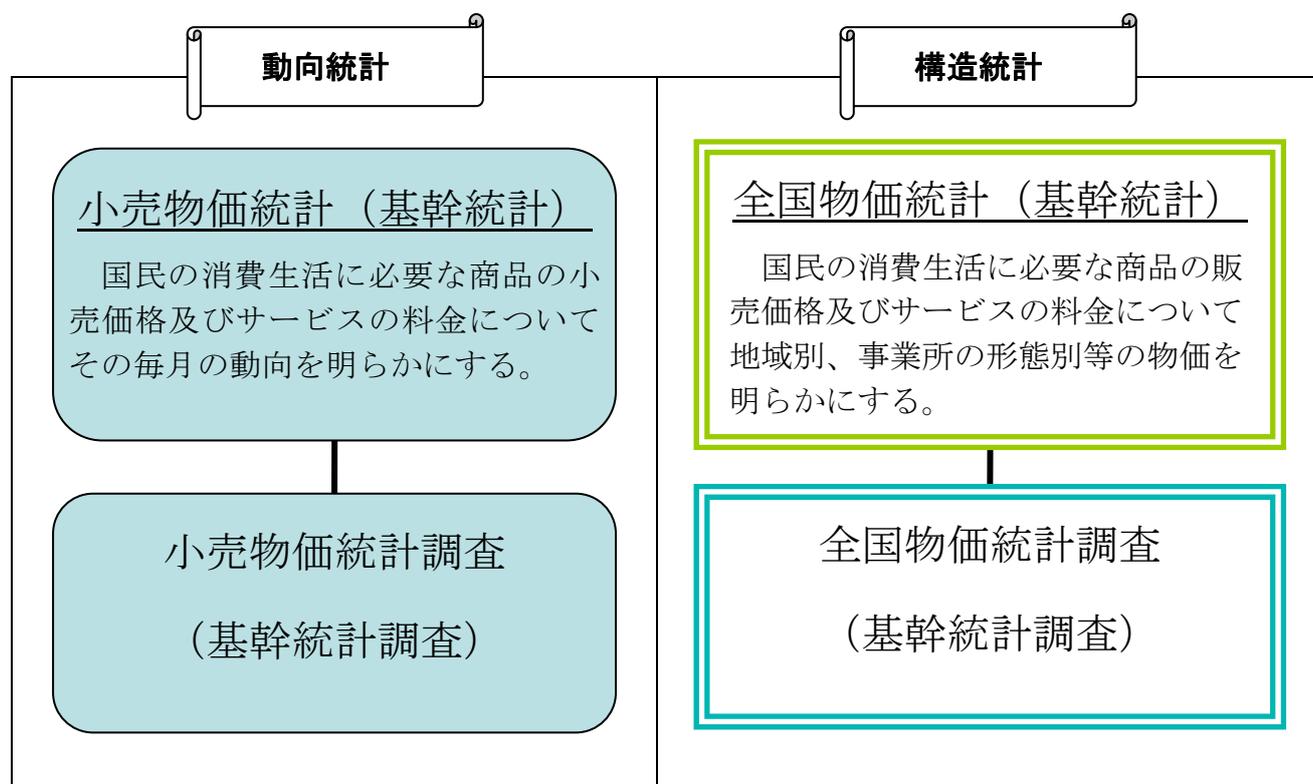
- 総務省—都道府県—市町村—統計調査員—報告者  
(総務省、市町村の調査品目以外の品目・銘柄)
- 総務省—都道府県—市町村—報告者  
(市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目・銘柄)
- 総務省—報告者  
(全国又は地方的に価格・料金が均一な品目・銘柄)

## 結果の公表

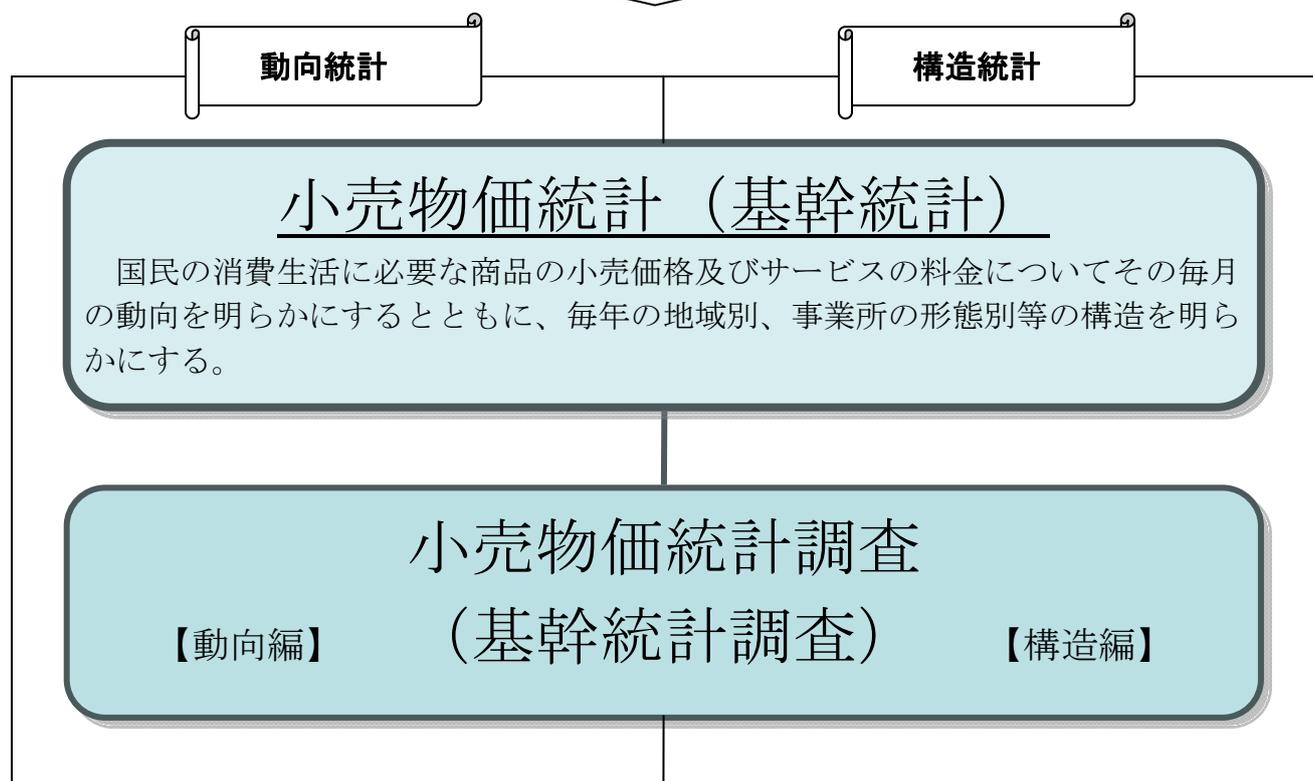
- ・全国物価地域差指数編: 平成20年 12月
  - ・店舗価格編: 平成21年 3月
  - ・通信販売価格編 第1次集計/第2次集計: 平成20年 6月/平成21年3月
- 調査結果を総務省のホームページで公表

## 小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除の概要

<現在>



<平成 24 年度以降>



# 小売物価統計調査結果の利用状況

## 各種法令に基づく利用

- ① 国民年金法（第 27 条の 2）、厚生年金保険法（第 43 条の 2）、国家公務員共済組合法（第 72 条の 3）による年金額の改定率の改定の基準
- ② 都市再開発法施行令（第 33 条の 2）による補償金の支払いに係る修正率の算定方法
- ③ 国土利用計画法施行令（第 10 条）による土地の価格に係る修正率の算定方法
- ④ 土地収用法第 88 条の 2 の細目等を定める政令（第 16 条）による損失の補償に関する修正率の算定方法
- ⑤ 児童扶養手当法（第 5 条の 2）による児童扶養手当額の改定比率の基準
- ⑥ 租税特別措置法（第 89 条）等による揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の適用停止・停止解除を判断するための指標（自動車ガソリン小売価格）等

## 行政施策上の利用等

- ① 経済施策及び金融施策上の利用  
月例経済報告、経済・物価情勢の展望（展望レポート）において、消費者物価指数を利用
- ② 最低賃金、診療報酬の見直しにおける利用  
中央及び地方最低賃金審議会の審議、診療報酬の見直しの基礎資料
- ③ 電話料金の上限価格規制のために利用  
電話料金の上限価格規制における上限値決定の基礎資料  
等

## 国際比較のための利用

- 国際比較プログラムのための価格データの提供  
国際連合の提唱により、国際的な事業（国際比較プログラム）として各国通貨の購買力平価（それぞれの通貨の購買力が等しくなるように計算した各国通貨の交換比率）を算定して、世界における比較結果をまとめる際に必要な価格データを提供

## 地方公共団体の利用

- 都道府県における消費者物価指数の作成  
都道府県内の小売物価統計調査の調査価格を都道府県における消費者物価指数の作成に利用

# 全国物価統計調査結果の利用状況

## 行政施策上の利用等

- ① 社会保障施策上の利用  
生活保護費の地域調整における基礎資料
- ② 地域手当の見直しにおける利用  
地域手当の地域調整における基礎資料  
等

## 地方公共団体の利用

- 地方公共団体における利用  
地方公共団体における経済施策や物価対策のための基礎資料  
等

## その他

- ① 価格統計の基礎資料への利用  
他の価格調査の検証、改善のための基礎資料
- ② 学術研究機関や各種団体・民間企業における利用  
学術研究及び民間企業等における物価に関する分析の際の基礎資料  
等

## 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況(抄)

(旧：指定統計・承認統計・届出統計月報)

### 【調査名】 小売物価統計調査(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年10月28日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 小売物価統計調査は、小売物価統計(国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計)を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和25年6月に都道府県庁所在市(46都市)及び8都市(帯広、高崎、松本、浜松、松坂、防府、今治、都城)で約210品目について行っていたが、その後、調査市町村、調査品目等について改正を加え現在に至っている。

調査市町村については、昭和37年7月から郡部を加え、全国的な規模の調査とした。

さらに、昭和47年には、沖縄本土復帰により沖縄県下の5市2町を追加した。

その後、数次にわたり調査市町村の追加・廃止を行い、平成22年1月現在167市町村となっている。

一方、調査品目については、原則として5年ごとの消費者物価指数の基準改定に合わせて改定を行っているが、調査結果に関して、消費者物価指数のほか、個別の商品及びサービスの価格水準についてもますます注目されるようになり、より詳細な資料が要請されるようになっているため、市場における商品の出回り状況の変化等に迅速に対応できるように、基準改定の間の中間年においても調査品目(銘柄)の拡充・整理統合を行っている。

【調査の構成】 1-小売物価統計調査価格調査票 2-小売物価統計調査家賃調査票

【公表】 インターネット及び印刷物

※

【調査票名】 1-小売物価統計調査価格調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所 (抽出枠)調査対象は、総務大臣が指定する167市町村(宿泊調査の対象施設が所在する市町村を含めると計227市町村)の約28,000事業所

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)28,000/2,900,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)調査実施期日現在 (系統)〔調査員調査品目〕総務省-都道府県-調査員-報告者、〔都道府県調査品目〕総務省-都道府県-報告者、〔総務省調査品目〕総務省-報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)〔調査員調査品目〕毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎

月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日、〔都道府県調査品目〕毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、宿泊料については、毎月の5日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日、〔総務省調査品目〕毎月の12日を含む週の金曜日。ただし、遊園地入園料については、毎月の12日を含む週の日曜日

【調査事項】 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附随する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

※

【調査票名】 2－小売物価統計調査家賃調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）民営借家に居住している世帯（抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）25,000／13,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）調査実施期日現在（系統）家賃（民営借家）総務省－都道府県－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

【調査事項】 民営借家の家賃及び附随する事項（住宅の延面積）

**【調査名】 全国物価統計調査**

**【承認年月日】** 平成19年02月02日

**【実施機関】** 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

**【目的】** 国民の消費生活上、重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う事業所を調査し、地域別、事業所の形態別等の物価に関する基礎資料を得る。

**【沿革】** 昭和42年に第1回の調査を小売店舗を対象として実施。第2回の昭和46年調査では、流通段階別価格形成の分析ができるよう卸売店舗に関する調査を追加。第3回の昭和49年調査では、物価高騰の中で、緊急調査的性格のものとして、県庁所在都市、大都市について、流通段階別価格の把握に重点を置いた内容で調査を実施。第4回目の昭和52年調査では、人口15万以上の都市について都市内の商業地域類型間格差を明らかにするため、小売調査について商業地区を設定して調査。また、第5回の昭和57年調査においては、一部の地域について、標本を拡大して調査を実施。第6回の昭和62年調査は、昭和57年調査と基本フレームを同様とし、若干、品目数を変更。第7回の平成4年調査は、小売調査の基本数及び卸売調査市の抽出枠を若干変更。第8回の平成9年調査は、卸売調査を廃止する一方、小売調査については、店舗の業態間及び地域間の価格水準の格差を把握するため、調査地域の設定及び調査店舗の選定方法を改め商業統計調査を母集団情報として調査店舗を選定することとしたほか、店舗に関する調査事項の充実、調査対象品目の見直し、価格調査方法等を改善。第9回の平成14年調査は、物価水準の変化が激しいサービス価格を含めた物価の地域間、店舗間等の価格差や、インターネットによる通信販売における価格の実態をより的確に把握するため、調査事項及び調査品目の変更、集計事項の充実等を行った。

**【調査の構成】** 1－店舗調査票（別記様式第1号）、2－価格調査票（別記様式第2号）、3－価格調査票（別記様式第3号）、4－価格調査票（野菜、果物、魚、和・洋菓子）（別記様式第4号）、5－価格調査票（通信販売共通調査票）（別記様式第5号）、6－週間価格調査票（別記様式第6号）、7－サービス料金調査票（別記様式第7号）、8－通信販売調査票（別記様式第8号）、9－通信販売価格調査票（別記様式第9号）

**【集計・公表】** （集計）中央集計（機械集計）（公表）「全国物価統計調査報告」（表章）全国、都市階

級, 都道府県, 地方・大都市圏

※

【調査票名】 1-店舗調査票 (別記様式第1号)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 小売店舗 (抽出枠) 商業統計調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 130,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入)

自計 (把握時) 平成19年11月21日 (系統) 総務省統計局→都道府県→市区町村→調査員  
→報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成19年11月

【調査事項】 1. 店舗の名称, 2. 業態, 3. 従業員数等, 4. 経営に関する事項, 5. 割引・特典サービスの有無, 6. 通信販売の有無, 7. 主な商品の仕入先

※

【調査票名】 2-価格調査票 (別記様式第2号)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 小売店舗 (抽出枠) 商業統計調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 130,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入)

自計 (把握時) 平成19年11月21日 (系統) 総務省統計局→都道府県→市町村→調査員→  
報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成19年11月

【調査事項】 品目, 規格・商標別店頭販売価格

※

【調査票名】 3-価格調査票 (別記様式第3号)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 小売店舗 (抽出枠) 商業統計調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 130,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入)

自計 (把握時) 平成19年11月21日 (系統) 総務省→都道府県→市町村→調査員→報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成19年11月

【調査事項】 品目, 規格・商標別店頭販売価格

※

【調査票名】 4一価格調査票（野菜，果物，魚，和・洋菓子）（別記様式第4号）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）小売店舗 （抽出枠）商業統計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）130,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）

自計 （把握時）平成19年11月21日 （系統）総務省統計局→都道府県→市町村→調査員  
→報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成19年11月

【調査事項】 品目別店頭販売価格・重量

※

【調査票名】 5一価格調査票（通信販売共通調査票）（別記様式第5号）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）小売店舗 （抽出枠）商業統計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）130,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）

自計 （把握時）平成19年11月21日 （系統）総務省統計局→都道府県→市町村→調査員→  
報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成19年11月

【調査事項】 品目，規格・商標別店頭販売価格，通信販売価格

※

【調査票名】 6一週間価格調査票（別記様式第6号）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）小売店舗 （抽出枠）商業統計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）130,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）

自計 （把握時）平成19年11月15～21日 （系統）総務省統計局→都道府県→市町村→調  
査員→報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成19年11月

【調査事項】 品目，規格・商標別の1か月間のうち最も安い価格，調査期間中の毎日の価格

※

【調査票名】 7ーサービス料金調査票（別記様式第7号）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）事業所 （抽出枠）事業所・企業DB

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 40,000 (配布) 職員 (取集) 職員 (記入) 他計  
(把握時) 平成19年11月21日 (系統) 総務省統計局→都道府県→市町村→報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成19年11月

【調査事項】 サービスの種類別料金

※

【調査票名】 8-通信販売調査票 (別記様式第8号)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 企業 (抽出枠) 事業所・企業統計調査名簿, 業界団体  
名簿等

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,000 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オン  
ライン (記入) 自計 (把握時) 平成19年11月21日 (系統) 総務省統計局→報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成19年11月

【調査事項】 1. 名称及び電話番号, 2. 従業者数等, 3. 通信販売の内容, 4. 割引・特典サービスの有無

※

【調査票名】 9-通信販売価格調査票 (別記様式第9号)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 企業 (抽出枠) 事業所・企業統計調査名簿, 業界団体  
名簿等

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,000 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オン  
ライン (記入) 自計 (把握時) 平成19年11月21日 (系統) 総務省統計局→報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成19年11月

【調査事項】 1. 品目, 規格・商標別通信販売価格